

もっと住みよい新潟市にする 事業の提案を募集します！

新潟市まちづくりパートナーシップ事業 応募の手引き

【令和5年度事業開始分】

受付期間

令和5年度事業開始分 令和5年4月1日（土）～6月30日（金）

注記：令和6年度に事業を開始する分についても、令和5年度中に募集予定。



新潟市北区
地域総務課

目 次

- 1 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
 制度の趣旨
- 2 提案を募集する事業・・・・・・・・・・・・・・・・P2
 (1) 提案を募集する課題（テーマ）
 (2) 提案事業
 (3) 事業採択の概ねの判断基準
- 3 応募について・・・・・・・・・・・・・・・・P3
 (1) 応募資格
 (2) 提案数
- 4 補助金および補助対象経費・・・・・・・・P5
 (1) 補助金、補助率
 (2) 補助対象経費
 補助対象、対象外の概ねの判断基準
- 5 事業のスケジュール・・・・・・・・P7
 (1) 事業の流れ
 (2) 提案後の審査および補助金交付の流れ
 スケジュール概要
- 6 事業の選定と審査基準・・・・・・・・P9
 (1) 審査
 (2) 審査基準
- 7 情報公開、個人情報の取扱い等、成果の報告、評価・・・・P10
 (1) 提案事業内容等の公開
 (2) 個人情報の取扱い、事業費の支出
 (3) 成果の報告
 (4) 評価
- 8 応募方法、提出先・・・・・・・・P11

1 制度の概要 ～さまざまな地域課題に対し、

自ら実施し解決する事業提案を募集します～

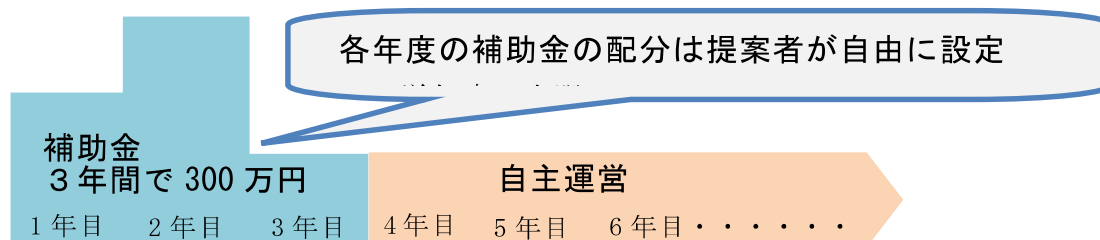
制度のポイント！

- ◆課題解決に向け柔軟な発想により各団体自ら実施する事業提案を募集します。
- ◆事業費の一部を市が助成します。
 - ・補助期間は、連続する3年以内。
 - ・補助上限額は、3年間で300万円。
 - ・各年度の配分は、提案者が自由に設定できます。
ただし、単年度の補助上限額は200万円まで。
※補助金は、予算の範囲内でしか交付できませんので、各年度の事業費が上限額以下であっても、必ずしも補助金の交付を保証するものではありません。
- ◆3年以内に課題解決されない見込の事業提案の場合、補助金の交付が終了した後の年度も、課題が解決されるまで引き続き事業を実施していただくことが前提となります。

制度の趣旨

- 社会状況の変化に伴い、地域課題や市民ニーズは多様化、複雑化しています。こうした社会的課題に、行政だけで的確に対応・解決していくことが困難になってきています。
- この制度は、各団体の皆さんの新しい発想や専門性などを十分に活かし、地域と連携するなどしながら、きめ細かいサービスの提供や、より効果的・効率的に社会的課題を解決することを目的としています。
- 各団体が実施する事業の提案を募集し、事業開始当初は市の補助金を活用し、補助金の交付が終了した後も、自主運営・自主財源で課題が解決されるまで引き続き事業を実施し、持続的に地域振興に貢献していただくことが前提となります。

【本制度の事業実施および補助金のイメージ】



2 提案を募集する事業 ～自由な発想で地域課題の解決を～

(1) 提案を募集する課題（テーマ）

行政だけでは解決できずにいる地域の課題やまちづくりなど、各区役所や市役所本庁の各部が、解決したい課題（テーマ）を公表します。

(2) 事業提案

課題（テーマ）に対して、事業開始の初期段階における事業費を補助することにより、その後、解決するまで自主運営・自主財源で継続して実施できる事業を、自由な発想で提案してください。

なお、事業内容によっては、短期間で課題解決し、事業そのものが終了する場合も考えられますので、事業を継続することが絶対条件ということではありません。

(3) 事業採択の概ねの判断基準

補助対象として採択される事業は、概ね以下の①～⑤の要件について審査し、決定します。

なお、事業の一部を他に委託する場合、その委託料が事業全体にかかる経費の50%以下であることが前提条件となります。

- ① 課題（テーマ）に対して、公益的、社会貢献的な事業内容で、具体的な効果や成果が期待できる事業
- ② 市民満足度が高まることが期待できる事業
- ③ 先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- ④ 事業計画に実現性があり、事業にかかる予算の見積もり等が適正である事業
- ⑤ 短期間に解決しない事業内容の場合、補助金の交付が終了した年度以降も、引き続き自主運営・自主財源で継続して実施できると見込まれる事業

3 応募について

(1) 応募資格

個人以外であれば、どなたでも応募できますが、次の事項すべてに該当する必要があります。

- ① 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること
- ② 提案した事業を実施するにあたり、社会通念上、問題なく実施できる範囲内に団体の活動拠点が存在していること
- ③ 新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体は、それら全ての市税が完納していること
- ④ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと
- ⑤ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと
- ⑥ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと
- ⑦ 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していないと市長が認める者
- ⑧ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと
- ⑨ 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと
- ⑩ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員でないこと
- ⑪ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと
- ⑫ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと
- ⑬ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと
- ⑭ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと

※応募する団体の現事業の営利性・非営利性などは問いません。

また、現所在地についても新潟市内に限定いたしません。事業実施に支障がないことが前提となります。

※学生などの場合、複数人で構成されるサークル等としての応募は可能です。

(2) 提案数

1つの課題（テーマ）に対して、1団体あたり1提案のみとします。

なお、同様の課題（テーマ）であっても、他の区役所や市役所本庁各部の異なる部署が提示（募集）するものは、別の課題（テーマ）となりますので、それぞれ1提案まで応募できます。

4 補助金および補助対象経費

(1) 補助金、補助率

連続した3年間で、300万円を上限に補助します。

3年以内での補助金の配分は、提案者が自由に設定できます。

ただし、単年度での上限額は200万円までです。

補助率は、各年度の補助対象経費の10/10です。

※補助金は、予算の範囲内でしか交付できませんので、各年度の事業費が上限額以下であっても、必ずしも補助金の交付を保証するものではありません。

また、補助事業として採択された提案事業であっても、2年度目以降の補助金の交付を保証するものではありません。

補助事業として採択され、その後、補助金の交付申請をされる場合は、予めご了承いただき、事業を実施していただきます。

(2) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、原則として次の表のとおりです。

応募する事業が、新潟市の他の補助金の交付も受ける場合、それらと補助対象経費が明確に異なる経費についてのみ本制度による補助金の対象となり、類似する経費は補助対象外となります。

(例) 空き家のリフォームに係る工事費を他の補助金を受け実施した場合であっても、提案が、リフォーム後の空き家を利用して活動する事業の場合、活動にかかる費用(人件費、備品購入費、消耗品費など)については、本制度の補助対象になります。

【補助対象、対象外の概ねの判断基準】

<p>補助対象経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 人件費（事業実施に直接必要な人件費） • 報償費 • 委託料（※1） • 旅費 • 備品購入費、消耗品費 • 印刷製本費 • 郵便料等 • 保険料 • 使用料、賃借料 • 工事請負費 • その他市長が必要と認める経費
<p>補助対象外経費 または 補助対象経費から 控除される経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 事業の実施を伴わない、会議体のみの運営費 • 直接的に事業と関係しない、団体の運営に関する経費（※2） • 建物の賃貸借における敷金及び礼金 • 建築工事等の手続き等に要する費用 • 新潟市が団体に賦課する税金 • 国、県、新潟市、又は他の地方公共団体から交付される他の制度の補助金が充当される経費と同一種の経費 • その他市長が補助対象として不相当と認める経費

※1：委託料が事業全体に掛かる経費の50%を超える内容の場合、提案事業は採択されません。

ただし、複数の団体で構成される提案者の場合、各団体の事業費の負担割合は問いません。

※2：提案事業とは関係なく団体にかかる人件費、事務所費、光熱水費などの経費が、本事業に係る部分と明確に区分できない場合は、それらの経費全額が補助対象外となります。

5 事業のスケジュール

(1) 事業の流れ

事業の実施期間は、応募し採択された年度の翌年度です。

ただし、令和5年度事業実施分については、応募した年度になります。

令和6年度事業開始分は、令和5年度中に募集予定です。詳細が決定次第お知らせする予定です。

(2) 提案後の審査および補助金交付の流れ

新規に提案された事業は、1次審査、2次審査（プレゼンテーションを実施する場合あり）を経て採択された場合、補助金の申請後、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、1次審査で審査委員会から2次審査は不要などの報告があった場合は、審査を実施しないことがあります。

また、採択され補助金が交付された事業について、2年度目以降の補助金は、前年度の中間報告による継続適正の審査（中間ヒアリング）を経て、改めて採択もしくは不採択の結果を通知します。

その通知を受け、補助金の申請後、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、提案事業の内容により、中間ヒアリングは実施しないことがあります。

【令和5年度事業実施分のスケジュール概要】

実施時期	実施者	実施内容
令和5年 4月	市	課題（テーマ）の公表
4月1日～6月30日	提案者	応募
7月	市	1次審査 2次審査（プレゼンテーションを実施する場合あり）
7月末	市	採択事業の決定
8月～	提案者	補助金の交付申請 事業実施
12月頃	提案者 市	実施状況の中間報告 次年度継続審査（中間ヒアリング）
令和6年3月末まで	提案者	実績報告
5月末まで	市	補助金交付 事業評価、公表

注記：令和6年度に事業を開始する分についても、令和5年度中に募集予定です。

6 事業の選定と審査基準

(1) 審査

事業の選定は、地域住民の代表者や有識者などのほか、課題（テーマ）を提示した課（関係する課を含む）の職員で構成される審査委員会で行います。

(2) 審査基準

提案事業の審査に際しては、おおむね以下の項目について審査されます。審査の基準は、各課題（テーマ）により、異なる場合があります。

【1・2次審査】	【2次審査】	【中間ヒアリング】
課題の把握、計画の妥当性など	事業の実現性など	継続能力など
①課題の把握 ②計画の妥当性 ③事業効果（市民満足度等）	①企画力 ②実施能力 ③先駆性・新規性 ④モデル性・普及性 ⑤継続性・発展性	①業計画の正確性 ②業費の妥当性 ③継続性・実施能力

※提案事業の内容により、2次審査は実施しない場合があります。その場合は、1次審査で2次審査の項目も含め審査します。

なお、2年度目以降の審査は、前年度の中間報告による進捗状況などの実績により審査しますが、提案事業の内容により、中間ヒアリングは実施しないことがあります。

7 情報公開、個人情報の取扱い等、成果の報告、評価

(1) 提案事業内容等の公開

- 提案のあった全ての事業について、事業名・事業概要・団体名を公表します。提出された書類等は、原則として情報公開の対象となります。
- 審査結果は公表します。
- 事業実施後の事業成果や評価は公表します。

(2) 個人情報の取扱い、事業費の支出

- 事業の実施における個人情報の取扱いや事業費の出納については適正を期してください。

(3) 成果の報告

- 提案者は、補助金の交付を受けた年度の事業終了後、当該年度の事業の実績を報告していただきます。
- 提案事業の内容により、事業開始後に事業の進捗状況などの中間報告をしていただき、中間ヒアリングを行うことがあります。

(4) 評価

- 報告いただいた事業の成果等をもとに、各事業について事後評価を行います。

8 応募方法、提出先

令和5年度事業実施	
受付期間	令和5年4月1日（土）～6月30日（金）
提出書類	<p>①事業提案書（様式第1号） ②応募に関する誓約書（様式第2号） ③団体の概要に関する調書（任意書式） ④団体の定款、規則、会則等（任意書式） ⑤事業計画書（任意書式）（※1） ⑥収支予算書（任意書式）（※2） ⑦前年度の活動報告書及び収支計算書（任意書式）（※3） ⑧その他事業に関する資料（任意書式）</p> <p>※1：課題解決に向け、提案事業が補助金申請の最終年度以降も引き続き自主運営・自主財源で継続実施される場合、引き続き自主運営等で実施される最低2年度分の事業計画書を提出してください。 5年以内に課題解決する見込みの事業の場合は、解決する見込みの年度までの全ての事業計画書を提出してください。</p> <p>※2：上記事業計画書と同年度分を提出してください。</p> <p>※3：前年度に存在していない新規団体は、提出不要です。</p>
提出先	<p>上記のいずれも課題（テーマ）を募集している所属まで、次の方法により提出してください。✕切日必着です。</p> <p>①持参 ②郵送 ③FAX ④メール</p> <p>※提出書類は返却しませんので、必ずコピーを取っておいてください。</p>
様式のダウンロード先	<p>新潟市ホームページ「まちづくりパートナーシップ事業」で検索 http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shimin/kyoudousuishin/partnership.html</p>

◆ お問い合わせ・提出先 ◆

新潟市 北区役所 地域総務課

〒950-3393

新潟市北区東栄町1丁目1番14号

電話番号 025-387-1175

FAX番号 025-387-1020

メールアドレス chiikisomu.n@city.niigata.lg.jp

ホームページ

<http://www.city.niigata.lg.jp/kita/torikumi/jigyosya/kitakupartnership.html>